

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 湯浅ビル
- 2 所在地 白井市根字清水口1696番17
- 3 建物設置者 有限会社ユアサ 代表取締役 湯浅 武男
- 4 小売業者名 株式会社ランドロームジャパン（業種：食品スーパー）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
 - (2) 小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前10時
(変更後) 午前9時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分～翌午前0時15分
(変更後) 午前8時45分～翌午前0時15分
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 2か所
(変更後) 3か所
- 6 変更年月日 平成24年7月 1日 5－(1)、(4)
平成25年8月15日 5－(2)、(3)
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年8月6日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年8月23日～平成25年12月23日
 - (3) 説明会 平成25年9月5日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 白井市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年3月18日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時刻を昼間の範囲内で1時間早める変更及びそれに伴う駐車場利用時間の変更のほか、隣接地に駐車場の一部を隔地駐車場として確保したもので、騒音等の周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する白井市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,444㎡
- 2 駐車場の収容台数：150台
- 3 駐輪場の収容台数：56台
- 4 荷さばき施設の面積：52㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：28㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～翌午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前7時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 カネサンビル
- 2 所在地 市川市南大野三丁目24番地105
- 3 建物設置者 川野勝義ほか
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ（業種：食料品等）
- 5 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前10時（年間60日午前9時）

（変更後） 午前9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時45分～午後10時

（年間60日午前8時45分～午後10時）

（変更後） 午前8時45分～午後10時

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 4か所

（変更後） 3か所

- 6 変更年月日 平成25年9月26日 5－（1）、（2）
平成25年9月25日 5－（3）

7 処理経過

(1) 届出日 平成25年9月25日

(2) 公告縦覧期間 平成25年10月25日～平成26年2月25日

(3) 説明会 平成25年10月29日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 市川市の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年3月20日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時刻を昼間の範囲内で1時間早める変更及びそれに伴う駐車場利用時間の変更で、既に年間60日運用している内容であること、また、駐車場出入口の数の錯誤の修正であり、騒音等の周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市川市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,250㎡
- 2 駐車場の収容台数：94台
- 3 駐輪場の収容台数：76台
- 4 荷さばき施設の面積：202㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：14m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 船橋ツインビル
- 2 所在地 船橋市本町七丁目20番地1ほか
- 3 建物設置者 船橋北口開発株式会社 代表取締役 鈴木 正
- 4 小売業者名 株式会社イトヨーカ堂ほか（業種：総合店ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - （変更前） 445台
 - （変更後） 406台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - （変更前） 7か所
 - （変更後） 4か所
- 6 変更年月日 平成26年6月30日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年10月29日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年11月19日～平成26年3月19日
 - (3) 説明会 平成25年12月10日 船橋ツインビル
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 船橋市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年4月14日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、駐車場の現状の利用実態に合わせて収容台数を減少させる変更であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する船橋市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：20,145㎡
- 2 駐車場の収容台数：406台
- 3 駐輪場の収容台数：956台
- 4 荷さばき施設の面積：795㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：96㎡
- 6 開店時刻：午前 9時
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 カインズモール千葉ニュータウン
- 2 所在地 印西市南西ヶ作146番ほか
- 3 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- 4 小売業者名 株式会社カインズ（業種：日用生活用品ほか）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前8時
(変更後) 午前6時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前7時30分～午後9時30分
(変更後) 午前6時～午後9時30分
- 6 変更年月日 平成25年11月18日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年11月15日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年12月6日～平成26年4月6日
 - (3) 説明会 平成25年11月27日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 印西市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：23,135㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,775台
- 3 駐輪場の収容台数：90台
- 4 荷さばき施設の面積：464㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：105㎡
- 6 開店時刻：午前6時30分
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前6時～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：7か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年4月9日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、一部店舗で開店時刻を昼間の範囲内で1時間30分早める変更及びそれに伴う駐車場利用時間の変更で、騒音等の周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する印西市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオンモール富津
- 2 所在地 富津市青木一丁目5番地1
- 3 建物設置者 イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社ほか（業種：総合店ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - （1）駐車場の位置
 - （2）駐輪場の位置
 - （3）駐車場の自動車の出入り口の数及び位置
 - （変更前） 5か所
 - （変更後） 9か所
- 6 変更年月日 平成25年12月6日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成25年11月15日
 - （2）公告縦覧期間 平成25年12月10日～平成26年4月10日
 - （3）説明会 平成25年12月24日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）富津市の意見 なし
 - （2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：28,416㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,487台
- 3 駐輪場の収容台数：155台
- 4 荷さばき施設の面積：670㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：198㎡
- 6 開店時刻：午前7時
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前6時～翌午前0時
- 8 駐車場の出入口の数：9か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～翌午前6時

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年5月15日通知

<理由>

- （1） この変更届出は第3駐車場（立体駐車場）の解体に伴い敷地内にて減少する収容台数について、新規に隔地駐車場を設置し外部へ確保することのほか、一部の駐輪場の位置変更であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないこと。
- （2） 法第8条第1項に規定する富津市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- （3） 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

報告案件 6

変更事項届出の概要（法第6条第2項）

（第110回大規模小売店舗立地審議会）

<届出概要>

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 佐倉ファッションモール
- 2 所在地 佐倉市寺崎特定土地区画整理事業23街区①-1ほか
- 3 建物設置者 株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
- 4 小売業者名 株式会社しまむら（業種：衣料品）

5 変更しようとする事項

（1）店舗面積の合計

（変更前） 2, 131 m²

（変更後） 2, 127 m²

（2）駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 91台

（変更後） 92台

（3）駐輪場の位置

（4）荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 166 m²

（変更後） 169 m²

（5）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 27.6 m³

（変更後） 30.6 m³

（6）駐車場の自動車の出入口の位置

6 変更年月日 平成26年7月16日

7 処理経過

- （1）届出日 平成25年11月15日
- （2）公告縦覧期間 平成25年12月6日～平成26年4月6日
- （3）説明会 平成26年1月20日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

- （1）佐倉市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年4月23日通知

<理由>

- （1）この変更届出は、当初予定していた建物の配置を多少ずらしたことに伴うもので、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2）法第8条第1項に規定する佐倉市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- （3）千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

- 1 店舗面積：2, 127 m²
- 2 駐車場の収容台数：92台
- 3 駐輪場の収容台数：62台
- 4 荷さばき施設の面積：169 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：30.6 m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後 8時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時45分～午後8時15分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前零時～翌午前零時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ピーコックストア豊四季店
- 2 所在地 柏市豊四季台四丁目937番地1
- 3 建物設置者 独立行政法人都市再生機構 理事長 上西 郁夫
- 4 小売業者名 イオンマーケット株式会社（業種：食料品専門店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前10時
(変更後) 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分～午後9時15分
(変更後) 午前8時45分～午後9時15分
- 6 変更年月日 平成25年11月28日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年11月27日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年12月27日～平成26年4月27日
 - (3) 説明会 平成25年12月24日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 柏市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,107㎡
- 2 駐車場の収容台数：10台
- 3 駐輪場の収容台数：68台
- 4 荷さばき施設の面積：54.75㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：19㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45～午後9時15分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時

第2 県の意見

「意見なし」 平成26年5月2日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時刻を昼間の範囲内で1時間早める変更及びそれに伴う駐車場利用時間の変更で、騒音等の周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する柏市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。